

平成27年1月21日

要 請 書

【福島第一原子力発電所事故
に伴う営業損害賠償について】

福島県町村会
会長 大塚 節 雄

福島県町村議会議長会
会長 目 黒 静 雄

福島第一原子力発電所事故に伴う 営業損害賠償に関する要請

東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく4年が過ぎるが、現在も12万人を超える県民が避難生活を強いられたままであり、加えて本県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉作業も汚染水問題や困難が予想される1号機～3号機からの核燃料取り出しといった多くの難問を抱えているなど、決して予断を許す状況にはなく、本県が真の復興を果たすには、永く険しい道程が続くものと思われる。

このように復興の道半ばにも至っていない実情にあるにも関わらず、国・東京電力が、原発事故に伴う商工業者の営業損害に対する賠償を事故から5年目となる平成28年2月分までをもって打ち切る方針を示したことは、我々が強く求めてきた「被害者一人ひとりの実情に応じた賠償の実施」と相反するものであり、誠に遺憾である。

本県が真の復興を果たすためには、産業の復興による雇用の創出が不可欠であり、今回の賠償打ち切り方針は、再建に向け懸命な努力を続ける県内商工業者に大きな影響を及ぼすものである。

よって、国は原子力政策を国策として推進してきた責任を果たすとともに、東京電力は原発事故の直接原因者としての責任を果たし、営業損害に対する賠償を一方的かつ一律に打ち切るのではなく、商工業者が受けている被害の実情に応じ賠償を行うよう、強く要請する。